

宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約、及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等又は一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

【宿泊契約の申込み】

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日、到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) 宿泊者の連絡先
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条（宿泊客の契約解除権）及び第17条（宿泊客の責任）の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条（料金の支払い）の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 満室により客室の余裕がないとき。
- (2) 伝染病者であると明らかに認められるとき、又はその恐れがあるとき。
- (3) 第8条に基づく申込事項の登録に応じないとき。
- (4) 第8条に基づく登録内容に虚偽記載があるとき、又はその恐れがあるとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に違反する行為を行ったとき、又はそれらの恐れがあるとき。
- (7) 指定暴力団及び暴力団員、その関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「暴力団等」)であるとき。
- (8) 暴力団等が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (9) 法人であって、その役員のうちに暴力団等に該当するものがあるとき。
- (10) 暴力団等の勢力誇示、又はそれらを援助・助長する行為を行ったとき。
- (11) 当ホテルもしくはスタッフに対し、暴力、脅迫、恐喝等の威圧的な不当要求を行ったとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき、もしくはそれらの恐れがあるとき。
- (12) 泥酔しているとき、他のお客様その他第三者に迷惑を及ぼす言動をしたとき、又はそれらの恐れがあるとき。
- (13) 保護者の許可のない未成年のみが宿泊するとき。
- (14) 宿泊設備の棄損、社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗中傷など当ホテルの運営の妨害を行ったとき、又はその恐れのあるとき。
- (15) 宿泊者本人以外の入室が認められた時いかなる場合も宿泊者本人以外の入室は禁止。
- (16) 本規約に違反したとき。
- (17) その他、当ホテルが不適切であると判断したとき。

【宿泊客の契約解除権】

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の22時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
4. 前項の定めは、当ホテルから宿泊客への損害賠償請求を妨げるものではありません。

別表 1

契約解除日	契約申込人数	
	個人（1 名から 10 名）	団体（10 名～ 35 名）
不泊	100%	100%
当日前日	—	宿泊日1日目の宿泊料の 80%（注1）
7 日前から 2 日前まで	—	宿泊日 1 日目の宿泊料の 50%（注1）

注 1）契約日数が短縮された場合は、その短縮日数に関わらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分の宿泊料金についてのみ違約金を収受します。

注 2）団体客の一部について予約の解除があった場合において、次の各号に該当する場合は、違約金は発生しないものとします。

- (1) 宿泊日 7 日前までの宿泊予約
- (2) 宿泊予約人数の 10%以下にあたる人数（端数は切り上げ）の解除

【当ホテルの契約解除権】

第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 第 5 条各号（第 1 号を除く）に該当したとき
- (2) 第 12 条第 2 項による支払を行わないとき
- (3) 第 8 条に基づく申込事項の登録に応じないとき
- (4) 第 10 条の利用規則に従わないとき
- (5) 宿泊申込の人数より多くの宿泊をしようとしたとき
- (6) 寝室で寝タバコ、消防用設備の棄損等、防火防災上危険な行為を行ったとき
- (7) 当ホテルスタッフの支持に従わないとき

【宿泊の登録】

第 8 条 宿泊客は、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊の登録にあたり、公的な身分証明書の提示によりご本人確認をさせていただく場合があります。

【客室の使用時間】

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

10時以降、最長11時まで 一室当たり1000円（税別）

11時以降の延長は致しかねます。

【利用規則の遵守】

第10条 宿泊客はホテル内においては、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

【禁止行為】

第11条 お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当ホテルの利用にあたり、虚偽の情報を登録又は提供する行為
- (2) クレジットカード等の決済手段を不正利用して当ホテルを利用する行為
- (3) 転売等の営業を目的として当ホテルを利用する行為
- (4) 大量に宿泊予約を行いキャンセルする行為、又はそれに類似する行為
- (5) 正当な理由なく宿泊予約とその取消しを繰り返す行為、又はそれに類似する行為
- (6) システムその他のコンピューターに不正にアクセスする行為、又はそれに類似する行為
- (7) 宿泊施設内の備品の撤去、社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗中傷・威嚇、炎上を目的としたSNSへの投稿等の嫌がらせ等により当ホテルの営業を妨害する行為、又はそれに類似する行為
- (8) 他のお客様、その他第三者に迷惑がかかる行為、又はその恐れがある行為
- (9) 公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、又はそれらの恐れがある行為
- (10) 暴力団等の勢力誇示、又はそれらを援助・助長する行為
- (11) 本規約・利用規則の定めに違反する行為
- (12) その他、当ホテルが不適切であると判断する行為

【料金の支払い】

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等は、原則として当ホテルの公式ホームページ、又はオンライン・トラベルエージェント掲載の料金によります。ただし宿泊人数、宿泊期間、繁忙期等により多少変更する場合があります。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨、クレジットカード、電子マネー、その他これに代わりえる方法により、宿泊客のご到着の際、宿泊期間延長お申し込みの際、又は当ホテルが請求したときに行っていただきます。

3. 前項の宿泊料金清算が履行されない場合、宿泊登録、宿泊に伴うサービス、宿期間延長お申込み等は受付けできません。
4. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
5. 朝食付き、又は付帯サービスを付けた宿泊プランの場合、宿泊客が喫食しない、又は利用しなかった場合においても、その金額分を申し受けます。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第13条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルでは責任を負いかねます。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルでは責任を負いかねます。また、一般慣習に従い廃棄物と判断したものについては、当ホテルにて任意に処分させていただくことがあります。
3. 美術品、骨董品などの損壊しやすい品物は、一切お預かりできません。

【宿泊客の手荷物の保管】

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。ただし、現金、貴重品、生もの、壊れ物は宿泊に先立ってお預かりできません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物等が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求め

るものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。また、飲食物及び一般慣習に従い廃棄物と判断したものについては、当ホテルにて任意に処分させていただきます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物等の保管については、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、チェックアウト後に現金及び貴重品を置き忘れていた場合において、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルでは責任を負いかねます。

【駐車の実責任】

第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の実責任】

第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。